

平成 19 年 4 月 23 日

(財)大阪城ホール
総務課長 野口 武司
(電話 06-6941-0345)
ゆとりとみどり振興局総務部
集客プロモーション担当課長 花田公絵
(電話 06-6615-0690)

大阪城ホール文化・スポーツイベント振興助成事業について

(財)大阪城ホールでは文化・スポーツの振興に寄与するため「大阪城ホール文化・スポーツイベント振興助成事業」を実施します。

これは、メインホールであるアリーナを使用して行う文化・スポーツ振興事業のうち、主として青少年の健全育成を目指すなど、一定の要件を満たすものについて基本使用料を免除するものです。

1. 助成対象事業

(1) 助成対象事業は、次に掲げる要件を全て満たした事業とする。

- ① 主として青少年の健全育成に寄与する文化及びスポーツ振興事業
- ② 幅広い市民参加が見込まれ、市民の理解、共感が得られる事業
- ③ 少なくとも全市的な規模で実施し、団体が主催する事業
- ④ 営利目的としない事業
- ⑤ その他選考委員会が適切と認める事業

(2) 助成の対象としない事業

- ① 会員などに参加が限定される事業
- ② 宗教的または政治的な普及宣伝活動を目的とした事業
- ③ 定期的な成果発表事業
- ④ 学校内のサークル・部活動、趣味の教室またはカルチャー教室その他これに類するものがその参加者の発表の場として行われる事業
- ⑤ 選考委員会において適切でないとして認める事業

2 助成の内容

(1) 助成事業は年間 3～5 事業とする。同一事業への助成は年 1 回とし、3 年を限度とする。ただし、選考委員会が認める場合はこの限りではない。

(2) 1 事業あたりの助成内容は、準備日を含めて 3 日間までの基本使用料とする。ただし、付帯使用料などの経費は全額徴収する。

3. 助成申請の受付

助成の対象となる事業の受付は実施する前年度の 4 月 1 日からの 1 ヶ月間とし、事業の

実施期間は翌年4月1日から翌々年3月31日とする。ただし、平成19年度分については、既に使用予約を受けているものの中から助成申請に基づき選考する。平成20年度分の受付については、平成19年6月1日（金）からの1ヶ月間とする。

4. 選考委員会の設置

- (1) 本事業の目的を達成するため、「大阪城ホール文化・スポーツ振興助成事業選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、助成対象事業を選考する。

この件に関する問い合わせ先

（財）大阪城ホール 総務課長 野口 武司
電話 06-6941-0345